様式第七中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用）」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用）」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

様式第八の表中

変動範囲関連費												

を

変動範囲関連費			< >									

に

改め、同表の記載注意中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2　一般電気事業者（沖縄電力を除く。）は、固定費の追加の欄の< >には、原子力廃止関連仮勘定償却費及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益として、第21条の2第3項で整理された追加固定費を内数として記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、当該日前の会計整理については、なお従前の例による。